

制定：平成13年 4月 1日

変更：平成21年 7月21日

変更：平成25年 3月29日

変更：平成27年 4月 1日

変更：平成29年 4月 1日

変更：平成31年 4月 1日

変更：令和 3年 4月 1日

# 独立行政法人製品評価技術基盤機構 業務方法書

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成 11 年法律第 204 号。以下「機構法」という。）第 11 条に規定する独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の業務について、その方法その他の基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(用語)

第 2 条 この業務方法書において使用する用語は、通則法及び機構法において使用する用語の例による。

(業務運営の基本方針)

第 3 条 機構は、工業製品その他の物資（以下「工業製品等」という。）の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図ることを目的とする機構の業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関との密接な連携を図り、もってその業務の適正かつ効率的な運営を期するものとする。

## 第 2 章 業務の方法

### 第 1 節 工業製品その他の物資に関する技術上の評価

(国際評価技術分野の評価技術の開発等)

第 4 条 機構は、年度目標に基づき、国際評価技術分野における、先進的な技術・知見等を活用した評価技術の開発、国際標準の提案、認証基盤の整備等を行うものとする。

2 前項の国際評価技術分野の開発等は、事業計画に従い実施するものとする。

(産業有用微生物等の評価)

第 5 条 機構は、年度目標に基づき、産業に有用な微生物等（以下「産業有用微生物等」という。）に係るゲノムの解析、同定、安定性の評価その他の評価（以下本条において「産業有用微生物等の評価」という。）を行うものとする。

2 前項の産業有用微生物等の評価は、事業計画に従い実施するものとする。

(標準物質の評価)

第 6 条 機構は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 168 条の 5 の規定に基

づき、同条第3号に掲げる特定標準器による校正等（特定標準器等又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付けをいう。）を行うものとする。

- 2 前項の特定標準器の校正等は、計量法及び同法に基づく命令の定めるところに従い実施するものとする。

## 第7条 削除

（ガス事業法等に基づく適合性検査）

第8条 機構は、次の各号に掲げる適合性検査を行うものとする。

- 一 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第154条第2項の規定に基づく適合性検査
  - 二 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の2第2項の規定に基づく適合性検査
  - 三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第62条第2項の規定に基づく適合性検査
  - 四 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第29条第2項の規定に基づく適合性検査
- 2 前項の適合性検査は、同項各号に掲げる法律及び当該法律に基づく命令の定めるところにより、並びに事業計画に従い実施するものとする。

（消費生活用製品等の評価）

第9条 機構は、年度目標に基づき、消費生活用製品、化学工業品、電気工作物等（それらの部品又は原材料を含む。）に関する安全性その他の品質性能等に関する試験、分析、検査その他の評価を行うものとする。

- 2 前項の試験、分析、検査その他の評価は、事業計画に従い実施するものとする。

（依頼検査等）

第10条 機構は、依頼に応じ、工業製品等に関する試験、分析、検査その他の評価（以下本条において「依頼検査等」という。）を行うことができる。

- 2 前項の依頼検査等を実施しようとするときは、実費を勘案した手数料の額その他の必要な事項に関する規程を定めるものとする。
- 3 第1項の依頼検査等は、事業計画及び前項の規程に従い実施するものとする。

## 第2節 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適切な実施に必要な能力に関する評価

(産業標準化法に基づく事業者の登録等及び計量法に基づく事業者の認定等)

第11条 機構は、次の各号に掲げる事業者の登録及び認定等に関する業務を行うものとする。

- 一 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第73条に規定する同法第57条第1項、第59条第1項(第66条第2項において準用する場合を含む。)、第60条第2項及び第61条(これらの規定を第66条第2項において準用する場合を含む。)、第63条、第64条第1項、第66条第1項、同条第3項、同項第3号(報告徴収に係るものに限る。))及び同項第4号(検査に係るものに限る。))並びに第71条(第6号及び第7号に係るものに限る。))の試験事業者の登録等に関する業務
- 二 計量法第168条の5第1号及び第2号に掲げる特定計量証明事業者の認定等並びに同条の5第4号から第7号に掲げる校正事業者の登録等に関する業務

2 前項の事業者の登録及び認定等に関する業務は、前項各号に掲げる法律及び当該法律に基づく命令の定めるところにより、並びに事業計画に従い実施するものとする。

(ガス事業法等に基づく登録、認定等に係る調査)

第12条 機構は、次の各号に掲げる調査を行うものとする。

- 一 ガス事業法第150条第2項の規定に基づく調査
- 二 電気用品安全法第29条第2項の規定に基づく調査
- 三 液化石油ガス法第51条第2項の規定に基づく調査
- 四 消費生活用製品安全法第16条第2項の規定に基づく調査
- 五 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号。以下「特定機器相互承認法」という。))第36条第1項の規定に基づく調査
- 六 産業標準化法第39条第2項の規定に基づく調査

2 前項の調査は、同項各号に掲げる法律及び当該法律に基づく命令の定めるところにより、並びに事業計画に従い実施するものとする。

(その他の試験事業者等の評価)

第13条 機構は、第11条及び第12条に規定する業務のほか、年度目標に基づき、情報関連機器、化学工業品その他の物資に係る試験、分析、検査等の事業を行う者の技術的能力等に関する評価を行うものとする。

2 前項の評価は、事業計画に従い実施するものとする。

- 3 第1項に規定する評価の業務のうち、別に規程で定める評価の業務については、有償で実施することができる。
- 4 機構は、前項の規程により有償で評価の業務を実施しようとするときは、当該評価を受けようとする者と契約を締結するものとする。

### 第3節 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供

#### (生物遺伝情報)

- 第14条 機構は、年度目標に基づき、第5条の規定により評価した産業有用微生物等に係る情報その他の生物化学の知見を利用して製造される工業製品等に有用な微生物等の生物遺伝資源に関する情報（その担体である生物遺伝資源を含む。）の収集、評価、整理及び提供を行うものとする。
- 2 前項の情報の収集、評価、整理及び提供は、事業計画に従い実施するものとする。
- 第14条の2 機構は、年度目標並びに特許法施行規則第27条の2及び第27条の3の規定に基づき特許手続上の微生物に関する寄託の受付、評価、整理及び提供を行うものとする。
- 2 機構は、前項のほか、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づき国際寄託当局として特許手続上の微生物に関する寄託の受付、評価、整理及び提供を行うものとする。
  - 3 前2項の寄託の受付、評価、整理及び提供は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約並びに特許法施行規則第27条の2及び第27条の3の規定並びに事業計画に従い実施するものとする。

#### (化学物質情報)

- 第15条 機構は、年度目標に基づき、化学物質に関する有害性情報、環境への排出情報その他の化学物質の安全性に関する情報の収集、評価、整理及び提供を行うものとする。
- 2 前項の情報の収集、評価、整理及び提供は、事業計画に従い実施するものとする。

第16条 削除

第17条 削除

#### (製品事故情報)

- 第18条 機構は、年度目標に基づき、消費生活用製品等に係る事故及びその原因等に関する情報の収集、評価、整理及び提供を行うものとする。
- 2 前項の情報の収集、評価、整理及び提供は、事業計画に従い実施するもの

とする。

- 3 機構は、消費生活用製品安全法第32条の21第2項に基づき、特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査及び同法第36条第4項の規定に基づき、重大製品事故に係る消費生活用品の安全性に関する技術上の調査を行うものとする。
- 4 前項の調査は、消費生活用製品安全法第32条の21第2項、同法第36条第4項及び同法に基づく命令の定めるところにより、並びに事業計画に従い実施するものとする。

(電気事故情報)

- 第19条 機構は、年度目標に基づき、電気工作物等に係る事故及びその原因等に関する情報の収集、評価、整理及び提供を行うものとする。
- 2 前項の情報の収集、評価、整理及び提供は、事業計画に従い実施するものとする。

(有償による情報の提供)

- 第20条 機構は、第14条から前条までの規定により提供する情報のうち、有償で提供することが適当であると認めて別に規程で定める情報の提供については、手数料を徴収することができる。
- 2 前項の規程には、実費を勘案した手数料の額その他の必要な事項を定めるものとする。

#### **第4節 第2章第1節に規定する業務に係る技術に関する調査及び研究**

(工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究)

- 第21条 機構は、年度目標に基づき、第2章第1節に規定する業務に係る技術に関する調査及び研究を行うものとする。
- 2 前項の調査及び研究は、事業計画に従い実施するものとする。

#### **第5節 受託業務**

(受託業務)

- 第22条 機構は、第2章第1節から第4節までに規定する業務のほか、機構法第11条第1項に規定する業務の範囲内において、業務を受託することができる。
- 2 機構は、前項の規定により業務を受託しようとするときは、別に定める規程に基づき、機構に業務を委託しようとする者と受託契約を締結するものとする。

#### **第6節 立入検査等**

(立入検査等)

第23条 機構は、次の各号に掲げる立入検査等を行うものとする。

- 一 産業標準化法第35条第1項から第3項までの規定による立入検査及び第54条第1項の規定による立入検査（同法第33条第1項又は第37条第6項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）並びに第56条第1項第8号の規定による検査（同法第33条第1項又は第37条第6項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）
  - 二 ガス事業法第156条第1項第8号の規定による検査並びに第172条第1項及び第3項の規定による立入検査
  - 三 電気用品安全法第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
  - 四 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第19条第1項の規定による立入検査
  - 四の二 電気事業法（昭和39年法律第170号）第107条第4項及び第5項の規定による立入検査
  - 五 液化石油ガス法第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
  - 六 消費生活用製品安全法第31条第1項第8号の規定による検査及び第41条第1項から第3項までの規定による立入検査
  - 六の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第44条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
  - 七 計量法第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する登録事業者に対するものを除く。）
  - 八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第30条第5項の規定による立会い及び第33条第1項の規定による立入検査、質問又は収去
  - 九 特定機器相互承認法第37条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
  - 十 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去
- 2 前項の立入検査等は、同項各号に掲げる法律及び当該法律に基づく命令の定めるところにより、並びに事業計画に従い実施するものとする。

### 第3章 業務委託の基準

(委託の基準)

第24条 機構は、その実施しようとする業務について、その一部を他に委

託することが効率的であると認めるときは、当該業務の一部を他の者に委託することができる。

- 2 機構は、前項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、委託を予定する者（以下本条において「委託予定者」という。）と委託契約を締結するものとする。
- 3 委託予定者の選定は、公平性及び透明性を確保する観点から原則として一般競争入札によるものとする。ただし、特許の有無その他の事由により委託しようとする業務を適切に実施できる者が特定されると認められる場合はこの限りでない。

#### 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

（契約の原則）

- 第25条 機構は、その公共性及び中立性にかんがみ、物品又は役務の調達契約を締結するに当たっては原則として一般競争入札によるほか、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。
- 2 物品又は役務の調達手続その他詳細については、別に会計規程で定める。
- 3 前項の会計規程はWTO政府調達協定との整合を図るものとする。

（共同研究等）

- 第26条 機構は、その実施しようとする業務について、他と共同で実施することが効率的であると認めるときは、当該業務を他と共同で実施することができる。
- 2 機構は、前項の規定により他と共同で業務を実施しようとするときは、別に定める規程に基づき、当該業務の共同実施を予定する者（以下本条において「共同研究等予定者」という。）と共同研究契約を締結するものとする。
- 3 共同研究等予定者の選定は、公平性及び透明性を確保する観点から原則として公募方式によるものとする。ただし、特許の有無その他の事由により共同で実施しようとする業務を適切に実施できる者が特定されると認められる場合はこの限りでない。

#### 第5章 業務の適正を確保するための体制

（内部統制に関する基本方針）

- 第27条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人製品評価技術基盤機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。



(法人運営に関する基本的事項)

第28条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第29条 機構は、理事会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- 四 運営会議及び全国支所長会議の開催

(事業計画の策定及び評価に関する事項)

第30条 機構は、事業計画の策定及び評価に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事業計画の策定過程の整備（現場が関与する計画策定）
- 二 事業計画の進捗管理体制の整備
- 三 事業計画に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 事業計画の進捗状況のモニタリング
- 五 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- 六 評価活動の適切な運営に関する事項
  - イ 業務手順に沿った運営の確保
  - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
  - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 七 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第31条 機構は、内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 役員を構成員に含む内部統制委員会の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部組織における内部統制推進部署の指定及び推進責任者の指定
- 四 支所における内部統制推進責任者の指定
- 五 内部統制を担当する役員、内部統制推進部署及び推進責任者間における報告会の実施
- 六 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検

討

- 七 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 八 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 九 内部統制推進部署におけるモニタリング体制の運用
- 十 研修の実施
- 十一 内部統制上の違反事実等発生時における対応方針等
- 十二 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第32条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 業務ごとの業務フローの認識及び明確化
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
  - イ 事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
  - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第33条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- 一 情報システムの整備に関する事項
  - イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
  - ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み（法人掲示板システム等）
  - ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- 二 情報システムの利用に関する事項
  - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
  - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる事項

- (1) 法人が保有するデータの所在情報の明示
- (2) データへのアクセス権の設定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第34条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

二 個人情報保護に関する事項

イ 個人情報保護に係る点検活動の実施

ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第35条 機構は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 監事に関する事項

イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与

ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ハ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

二 監査結果の業務への適切な反映

ホ 法人組織規程における権限の明確化

ヘ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

イ 監事監査規程に基づく監査への協力

ロ 補助者への協力

ハ 監査結果に対する改善状況の報告

二 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な事項

イ 監事の理事会等重要な会議への出席

ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ハ 機構の財産の状況を調査できる仕組み

二 監事と会計監査人との連携

- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第36条 機構は、内部監査を担当する室を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第37条 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第38条 機構は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により事業計画の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 五 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第39条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第40条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第41条 機構は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- 二 職員の懲戒基準
- 三 長期在籍者の存在把握

（調査研究業務に関する事項）

第42条 機構は、調査研究業務における不正防止に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 調査研究費の適正経理
- 二 調査研究結果の報告、公表における手続の明確化
- 三 データねつ造等調査研究不正の防止
- 四 調査研究内容の漏えい防止（知財保護）

## 第6章 雑則

（役員等の責任の一部免除又は限定）

第43条 機構は、役員及び会計監査人の独立行政法人通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（情報の公開）

第44条 機構は、業務の運営に関し、当該業務の目標や実績等について、年次報告書その他により公開するものとする。

（実施に関する事項）

第45条 この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成14年3月29日から施行し、平成14年4月1日から適用する。ただし、第12条第1項第5号及び第23条第1項第9号の規定については、平成14年3月29日から適用する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成14年11月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、適用する。

- 一 第12条の規定 「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律」の関係条文の施行の日
- 二 第14条の2第1項の規定 特許法施行規則第27条の2の規定に基づく微生物の保管を委託すべき機関として、特許庁長官の指定による施行の日
- 三 第14条の2第2項の規定 特許手続上の微生物の寄託に関するブダペスト条約の第7条(1)(b)に基づき、国際寄託当局としての地位を取得した日

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成17年7月1日から適用する。ただし、第11条第1項第1号及び第23条第1項第1号の改正並びに同項第11号の追加は、平成17年10月1日から施行し、適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、適用する。

- 一 第8条第1項第4号及び第23条第1項第6号の規定の変更、並びに第18条第3項及び第4項の規定の追加「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(平成18年12月6日法律第104号)」の関係条文の施行の日
- 二 第24条第3項の規定の変更 平成19年9月1日とし、それまでの間においては、「一般競争入札による」としているところについては、従

前のおり「公募方式による」ものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定の変更は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成 19 年 11 月 21 日法律第 117 号）の関係条文の施行の日から施行し、適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 18 条第 3 項及び第 4 項並びに第 23 条第 1 項第 6 号の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 21 年 6 月 5 日法律第 49 号）の関係条文の施行の日
- 二 第 23 条第 1 項第 6 の 2 号は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年 5 月 20 日法律第 39 号）の関係条文の施行の日

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 1 項第 6 号項及び第 23 条第 1 項第 1 号の規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の関係条文の施行の日から施行し、適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。